

関係人口創出推進プログラム造成・実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本市では、関係人口が有するノウハウを活用した取組を推進し、地域経済の活性化や地域課題の解決につなげることを目的とし、関係人口の創出に向けた取組を推進している。

本業務では、本市が抱える公共交通分野などの人材不足という地域課題に対し、将来的に本市への移住・就職のきっかけとなるよう、短期の就業体験プログラムを造成・実施し、これにより、人手不足に悩む業種への就職を促進する。

2 業務概要

- (1) 業務名称 関係人口創出推進プログラム造成・実施業務
- (2) 業務場所 福山市内
- (3) 業務内容 別紙「関係人口創出推進プログラム造成・実施業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

3 委託費

委託費の上限は 2, 0 0 6, 4 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市企画財政局企画政策部企画政策課

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号

電 話：084-928-1012（直通）

E-mail : kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）
実施要領等の配布期間	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から 同年 8 月 13 日（水）まで
質問書の受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から 同年 8 月 5 日（火）午後 5 時まで
質問書に対する回答	2025 年（令和 7 年）8 月 7 日（木） 福山市ホームページに掲載します。 （ http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。）
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から 同年 8 月 13 日（水）まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025 年（令和 7 年）8 月 15 日（金）
企画提案書等の受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 15 日（金）から 同年 8 月 25 日（月）午後 5 時まで
プレゼンテーションの実施	2025 年（令和 7 年）8 月 27 日（水）（予定）
結果通知	2025 年（令和 7 年）8 月 29 日（金）（予定）

(3) 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から同年 8 月 13 日（水）

イ 配布場所

6（1）に同じ。

※福山市ホームページからもダウンロードできます。

(4) 質問書の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から同年 8 月 5 日（火）午後 5 時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式 1）を添付し、6（1）担当部局のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※メール件名は「関係人口創出推進プログラム造成・実施業務委託に係る質問書」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他利益を害するおそれのあるものを除き、2025 年（令和 7 年）8 月 7 日（木）までに福山市ホームページに掲載する。

7 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）8月1日（金）から同年8月13日（水）まで（郵送の場合は8月13日午後5時必着）

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を各1部提出すること。

（エ及びカからクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 受付票（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

ウ 業務の実施体制（様式4）

エ 商業登記簿謄本（写し可）

オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算表」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

カ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式5）を提出すること。）

キ 納税証明書（写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 使用印鑑届（様式6）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

コ 委任状（様式7）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

サ 誓約書（様式8）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行うものとする。

(1) 参加資格確認結果の通知

2025年（令和7年）8月15日（金）

※参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者の場合、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を作成・提出すること。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）8月15日（金）から同年8月25日（月）午後5時まで（郵送の場合は8月25日午後5時必着）

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式9） 1部

イ 企画書 正本1部 副本5部

企画書は、A4サイズ10枚以内（表紙を作成する場合は表紙を含む）、片面印刷、文字の大きさは10ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語とし、関係人口創出推進プログラム造成・実施業務委託仕様書を踏まえて作成すること。なお、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

※PDFデータを6（1）担当部局のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

ウ 見積書 正本1部

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された書類をもとに、関係人口創出推進プログラム造成・実施業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行うこととする。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目に基づき、提出書類による評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。なお、評価委員会は、企画提案の内容について、必要に応じて提案者に対して確認を行うことができるものとする。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時 2025年（令和7年）8月27日（水）（予定）

※後日、参加申込書類提出者に通知する。

イ 場所 後日、参加申込書類提出者に通知する。

ウ 企画提案の所要時間

（ア）プレゼンテーション 15分程度

（イ）評価委員等からの質疑 15分程度

エ 注意事項

（ア）プレゼンテーション及び質疑応答はオンラインにて実施する。※オンラインについては、提案説明時に通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行

が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了すること。市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開するものとする。

（詳細については、別紙「通信障害等によりプレゼンテーションの時間を変更等する場合の取扱い」参照）

（イ）各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

（ウ）プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

（エ）指定の時間に遅れた場合は、審査の対象とならない。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり。

なお、評価の結果、合計点が60%未満の者の提案は不採用とする。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定します。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2025年（令和7年）8月29日（金）（予定）

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、福山市ホームページに公表する。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

（ア）6(1)担当部局に同じ

（イ）受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定する。

1 1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について、協議等を行い、仕様書の内容確定後に見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合、辞退したものともみなす。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。また、提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとするが、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を6（1）担当部局に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとし、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画が変更又は中止となる場合があり、その場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (15) 参加者は参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (18) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (19) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは業務委託終了後も同様とする。
- (20) 受注候補者が、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内において、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。